

# 認知症バリアフリー宣言基準

## 1. 用語の定義

### (1) 認知症バリアフリー

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取組。

### (2) 地域共生社会

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる社会。

### (3) 当事者

認知症のお客さまとその家族など、及び認知症の従業員とその家族など、企業・団体等の内外の者を指す。

### (4) 人材の育成

認知症バリアフリーの推進に向けて、持続的に当事者の立場に立って寄り添う取組が行われるよう、従業員などに対し認知症の理解を促すこと。

### (5) 地域連携

地域単位での認知症バリアフリーの推進に向けて、地域の行政機関（地域包括支援センターなど）、専門機関（認知症疾患医療センターなど）や企業などと連携を図ること。

### (6) 社内制度

認知症バリアフリーの推進に向けて、介護離職防止や、当事者が働き続けられるなどの社内環境づくりを目指す制度。

### (7) 環境整備

お客様とその家族がストレスなく、利用しやすい商品・サービスを提供する店舗・ウェブサイトなどに向けて、及び従業員などがストレスなく働ける職場などに向けてハード、ソフトの環境を整備すること。

## 2. 認知症バリアフリー宣言への取組の基本姿勢

組織は、認知症バリアフリー宣言への取組について、以下の基本姿勢に則って行うことを前提として、宣言書を作成しなければならない。

- (1) 認知症は誰もがなりうることから、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創り、認知症の人やその家族が地域のよい環境で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し取り組む。
- (2) 認知症バリアフリーの推進に向けて、企業・団体等が対象とする当事者を明確にし、プライバシーや尊厳を尊重しつつ、当事者の立場に立って寄り添う活動に取り組む。
- (3) ボランティア、社会貢献の視点だけでなく、企業・団体等の継続的な事業展開につながる視点から取り組む。

## 3. 宣言書の要件

作成された宣言書は、次を満たさなければならない。

- (1) 組織が、当該組織名称を明示して、内外に公表した宣言書であること。
- (2) 宣言書に、認知症バリアフリー推進のための4項目、「人材の育成」、「地域連携」、「社内制度」、「環境整備」に継続的に取り組むことが記載されていること。
- (3) 宣言書に、企業・団体等の業種・業態等に応じた認知症バリアフリーに取り組むことが記載されていること。